

阿賀野市告示第137号

阿賀野市成年後見制度利用支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年8月27日

阿賀野市長 田 中 清 善

阿賀野市成年後見制度利用支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

第2条第2号及び第3号を削り、同条第4号中「未成年被後見人、」を削り、同号を同条第2号とし、第5号中「未成年後見人、」を削り、同号を同条第3号とし、同条中第6号を第4号とし、第7号を第5号とする。

附 則

この告示は、令和3年8月27日から施行する。